

被用者保険の被扶養者の方へ 特定健康診査を受けましょう！

全国健康保険協会（協会けんぽ（旧政府管掌健康保険））、健康保険組合・共済組合などの被用者保険に加入している40歳から74歳までの被扶養者（家族）の方を対象にした「特定健康診査」は、下表の健康診査実施機関などで受診することができますのでお知らせします。

なお、受診には、加入の医療保険者から送付される「特定健康診査受診券」および「健康保険証」が必要です。また、受診料金は、それぞれの医療保険者により異なりますので、特定健康診査受診券で確認ください。

《問合せ》健康増進課 ☎ 24-1127

特定健康診査の内容

○基本的な健診

身体計測（身長・体重・腹囲）、血圧測定、血液検査（脂質検査・肝機能検査・血糖検査）、尿検査



○医師の判断による追加項目
貧血検査、心電図検査、眼底検査

健康診査実施機関

①個別健診

市内では、次の医療機関が個別健診登録機関となっています。受診については、各医療機関に問い合わせください。



〈個別健診登録医療機関〉

地域	医療機関名	住所	電話番号
豊岡	いがらし医院	城南町5-11	29-2766
	江本内科クリニック	江本503	29-0333
	大井医院	城南町8-12	24-1001
	小西整形外科医院	中央町3-36	29-0855
	さくらクリニック	弥栄町1-32	23-8668
	但馬医療生活共同組合 ろっぽう診療所	今森465-1	24-7007
	田中クリニック	正法寺631	29-3100
	中島医院	高屋1054	24-9500
	中治内科クリニック	京町5-43	24-1890
	中田医院	瀬戸77-20	28-2016
	舟木外科胃腸医院	泉町7-30	23-2031
	舟木内科医院	京町3-21	22-3538
	やすだ内科クリニック	戸牧37-5	22-1159
	由利医院	大磯町9-53	22-2382
吉田クリニック	土淵133-1	26-8188	
城崎	浅見医院	城崎町湯島349-1	32-2610
日高	医療法人社団医徳会 北村内科	日高町日置29	42-3110
	医療法人社団 長谷川クリニック	日高町国分寺400-13	42-3955
	神鍋診療所	日高町栗栖野60-34	45-0003
	野田消化器科クリニック	日高町岩中212-1	42-1022
出石	中沢医院	出石町本町66	52-5803
但東	高橋診療所	但東町久畑126	55-0036

〈集団健診機関〉

健診機関名	健診日	場所
JA兵庫厚生連 (公的医療機関)	8月19日(水)	出石健康福祉センター
	8月20日(木)	JAたじま 豊岡営農生活センター
	8月21日(金)	JAたじま 日高営農生活センター

②集団健診

受診には、事前に申込みが必要です。

▽申込期限 5月29日(金)

※詳細は、JAたじま広報紙「リレーション」の折込みチラシまたはJA本店・支店に設置の「特定健康診査実施のお知らせ」をご覧ください。

《問合せ》JA兵庫厚生連健康課
☎ 078-3333-6260

個人市県民税

公的年金からの特別徴収制度が始まります



10月から、公的年金に係る所得に対する個人市県民税の支払方法が変わります。

公的年金を受給している、個人市県民税の納税義務のある方は、今回の制度導入により、個人市県民税を公的年金から特別徴収（天引き）することになります。

この制度は、納税の方法が変わるだけであり、新たな税負担が生じるものではありません。

▽対象 65歳以上（4月1日現在）の公的年金受給者で、前年中の年金所得にかかる個人市県民税の納税義務のある方

※ただし、次の方は特別徴収の対象外となり、普通徴収により納めていただくこととなります。

- ・当該年度の老齢基礎年金等の額が18万円未満の方
- ・当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の額を超え

る方

▽対象税額 厚生年金、共済年金、企業年金などを含む

すべての公的年金等に係る所得に対する所得割額および均等割額

※ただし、公的年金等に係る所得以外の所得（給与や事業所得など）がある場合は、次のようになります。

- ・給与などほかの所得に係る所得割額は、年金から特別徴収しませんので、従来どおりの方法で納めていただくこととなります。
- ・特別徴収の対象となる給与所得がある方は、均等割額は給与から特別徴収します。

▽特別徴収を行う年金

老齢基礎年金（図1参照）、老齢年金、退職年金など（老齢または退職を事由として支給される年金）

※対象となる年金が複数ある場合は、介護保険料を特別徴収している年金と同じ年

図1〈老齢基礎年金の場合〉

上乗せ年金 (3階)	企業年金		
上乗せ年金 (2階)	厚生年金	共済年金	
基礎年金 (1階)	老齢基礎年金		
対象	(自営業者等)	(サラリーマン)	(公務員等)
	第1号被保険者	第2号被保険者	(第2号被保険者の被扶養配偶者) 第3号被保険者

金から個人市県民税も特別徴収します。

※ただし、次の年金からは特別徴収を行いません。

- ・厚生年金、共済年金、企業年金等（いわゆる2階・3階部分）の年金（図1参照）
- ・障害年金、遺族年金

▽実施時期 10月支給分の年金から実施

※平成21年度の6月、8月分は、普通徴収により納めていただくこととなります。

《問合せ》税務課市民税係

☎21-9045

『ふるさとを愛し ふるさとの未来を拓く ころ豊かな人づくりをめざして』

教育懇談会を開催します!

市教育委員会では、市民の皆さんと「豊岡の教育」について意見交換を行うため、教育委員との懇談会を5月下旬から市内6会場で開催します。

市民の皆さん、ぜひ、都合の良い会場にお越しいただき、意見をお聞かせください。

《問合せ》教育総務課 ☎23-1117



日	時	場 所
5月24日(日)	10:00~12:00	竹野総合支所 2階 大会議室
	13:30~15:30	市民会館 4階 大会議室
5月30日(土)	10:00~12:00	出石農村環境改善センター 2階 大会議室
	13:30~15:30	但東総合支所 2階 大会議室
5月31日(日)	10:00~12:00	城崎総合支所 2階 大会議室
6月13日(土)	10:00~12:00	日高農村環境改善センター 1階 多目的ホール